# 東京都北区地域保健福祉計画策定委員会設置要綱

７ 北 福 地 第 2846 号
令和８年３月３日区長決裁

（設置目的）

第１条　区民、区、民間事業者等の北区における保健・福祉に関する総合的な施策の指針となる北区地域保健福祉計画を策定するため、東京都北区地域保健福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　委員会の所掌事項は、次のとおりとする。
（１）北区地域保健福祉計画の策定に関すること。
（２）前号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事項に関すること。

（構成）

第３条　委員会は、区長が委嘱又は任命する委員をもって組織し、委員の構成は、別表１のとおりとする。

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、委嘱又は任命の日から令和１０年３月３１日までとする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長を置く。
２　委員長は、委員の互選により選出する。
３　副委員長は、委員長が指名する。
４　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
５　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

（委員会の運営）

第６条　委員会は、委員長が招集する。
２　委員長は必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
３　委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
４　委員会の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
５　委員会の会議は、公開を原則とする。ただし、委員長が必要があると認めるときは、これを非公開とすることができる。
６　委員は、会議で知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

（幹事会）

第７条　委員会の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。
２　幹事会は、別表２に掲げる職にある者をもって構成する。
３　幹事会に幹事長を置き、幹事長は地域福祉課長をもって充てる。
４　幹事長は必要があると認めるときは、幹事会に幹事会の構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
５　幹事会に部会を置くことができる。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は、福祉部地域福祉課において処理する。

（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が別に定める。

付　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

（要綱の失効）

２　この要綱は、令和１０年３月３１日限り、その効力を失う。

別表１（第３条関係）

| | |
|---|---|
| 学識経験者 | ２名 |
| 区内関係団体構成員 | １０名 |
| 公募区民 | ２名 |
| 北区社会福祉協議会事務局長 | |
| 総務部長 | |
| 地域振興部長 | |
| 福祉部長 | |
| 健康部長 | |
| 子ども未来部長 | |

別表２（第７条関係）

総務部多様性社会推進課長
地域振興部地域振興課長
福祉部地域福祉課長
福祉部生活福祉課長
福祉部北部地域保護担当課長
福祉部高齢福祉課長
福祉部長寿支援課長
福祉部障害福祉課長
福祉部介護保険課長
福祉部障害者福祉センター所長
健康部健康政策課長
北区保健所生活衛生課長
北区保健所保健予防課長
子ども未来部子ども未来課長
子ども未来部保育課長
子ども家庭支援センター所長
出産・子育て支援担当課長
都市整備部都市計画課長
都市整備部住宅課長
教育委員会事務局教育振興部教育政策課長
教育委員会事務局教育振興部生涯学習・学校地域連携課長
教育委員会事務局教育振興部教育総合相談センター所長
北区社会福祉協議会事務局次長